

1 趣旨

- 県は、2019（令和元）年11月に「2050年脱炭素社会の実現」を表明したことや、2021（令和3）年5月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の一部改正等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を早期に示すため、2022（令和4）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「計画」という。）の一部改定を行った。
- 前回の改定は、逼迫する新型コロナウイルス感染症への対応等を図るため、温室効果ガス削減目標の見直しや緩和策及び適応策の追加など、最小限の見直しとし、現行計画の増補版とした。
- また、温対法で義務付けられた「地方公共団体実行計画における再生可能エネルギーの利用促進に関する施策目標の設定」等については、国の動向など社会状況の変化も踏まえ、令和5年度以降を目途とする計画の全面的な見直しに反映し、その見直しに当たっては、中期目標の精査や部門別の目標等の検討を併せて行うこととした。
- 今年度、県は、脱炭素化に向けた総合的な対策の検討を進めており、その中で、中期目標の精査や、部門別の削減目標及び各主体の役割を整理しているところであり、これらを踏まえ、2023（令和5）年度に計画を全面的に改定する。

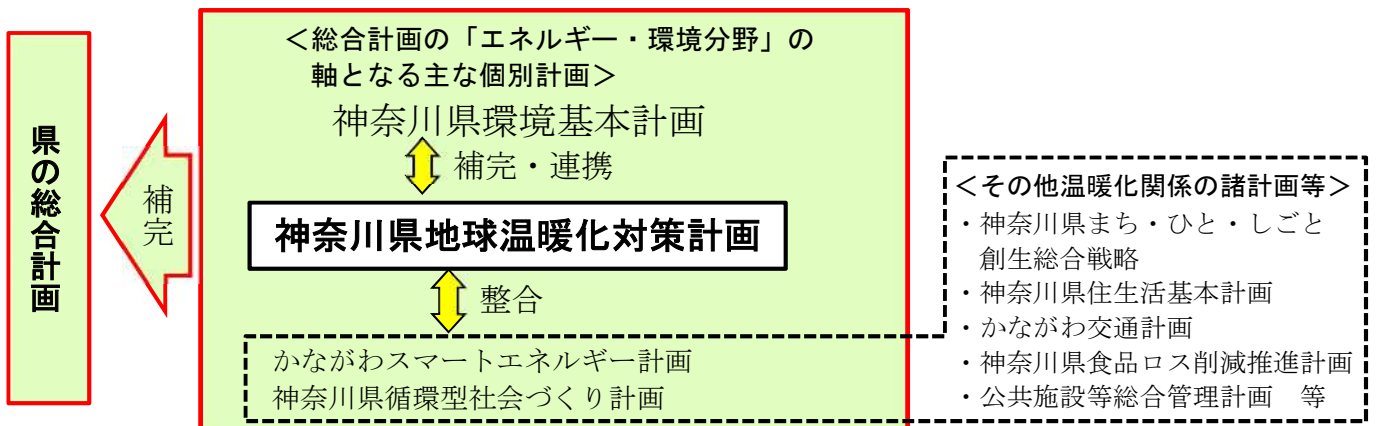
2 現状

(1) 現行計画の概要

- 本計画は、温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

（計画期間：2016（平成28）年度～2030（令和12）年度  
 中期目標：2030（令和12）年の県内の温室効果ガスの総排出量を2013年度比で46%削減（暫定）  
 長期目標：2050年脱炭素社会の実現

- 本計画は、県の総合計画における政策分野「エネルギー・環境」の軸となる個別計画の一つとして位置付けられるものである。
- また、環境の保全及び創造に関する施策の長期的な県の目標や基本方向を示す計画である「神奈川県環境基本計画」を補完し、連携しながら地球温暖化問題の解決を図るものであり、関連分野の計画・方針等とも整合を図っている。



(2) 県内の温室効果ガスの排出状況

- 2019年度（速報値）の温室効果ガスの排出量は7,002万 t-CO<sub>2</sub>で、基準年である2013年度比で12.6%減少しているが、仮に、現在の削減ペースが2030年まで継続した場合、中期目標の達成は困難であり、各主体が脱炭素の取組を一層強化する必要がある。（図1）
- なお、温室効果ガスのうちの約95%を占めるCO<sub>2</sub>の部門別の排出量は、構成比では産業部門（34.1%）が大きく、次いで業務部門（18.7%）、家庭部門（16.8%）の順となっている。（図2）

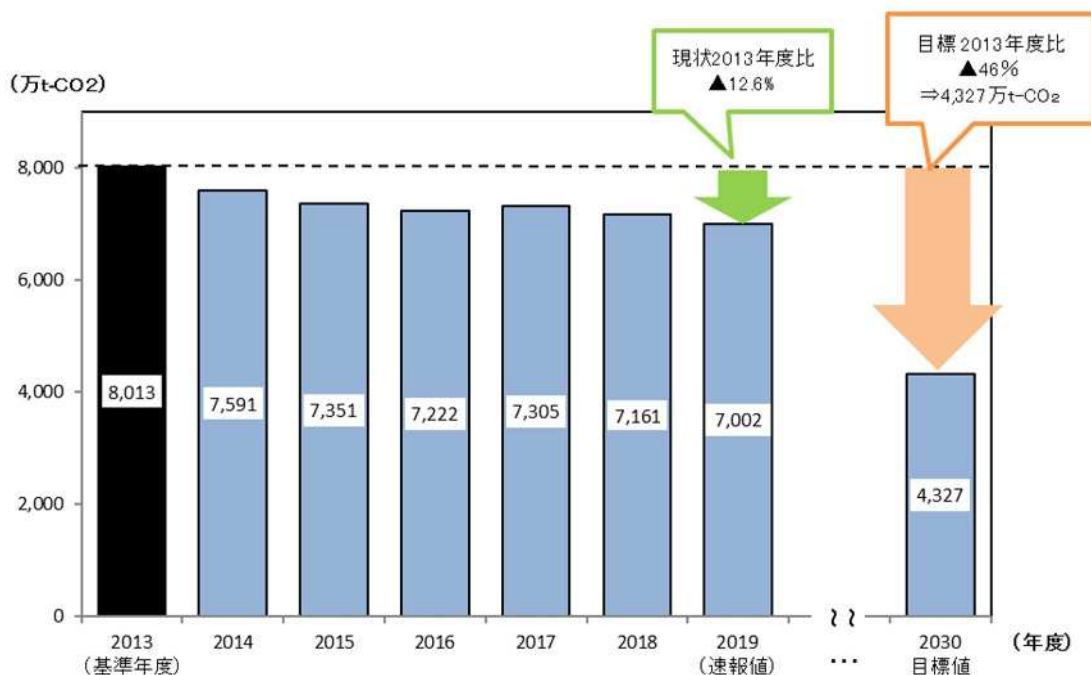


図1 県内の温室効果ガス排出量の推移及び削減目標

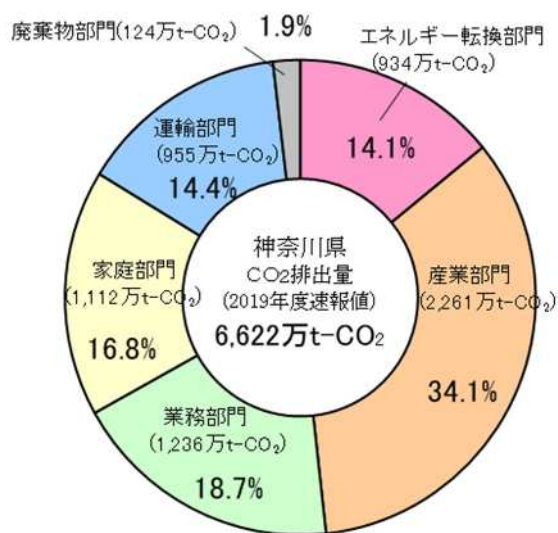


図2 県内の部門別CO<sub>2</sub>排出量 (2019年度(速報値))

### 3 改定の基本的な考え方

- 地球温暖化は人類共通の喫緊の課題であり、未来のいのちを守るため、脱炭素の取組を一層加速する必要がある。
- 脱炭素社会の実現に向けては、国や自治体、企業、県民など様々な主体が脱炭素を「自分事」として捉え、オールジャパン、オール神奈川の取組に広げていくことが重要である。
- 改定に当たっては、各主体の役割を整理した上で、それぞれの取組を強力に後押しするとともに、県自らが率先して、県有施設への太陽光発電の導入や、公用車の電動化等に取り組んでいくこととする。

#### (1) 計画期間

国が中期目標を2030（令和12）年度としていることを踏まえ、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とする。

なお、計画期間の途中において、必要に応じて施策の見直しを検討する。

#### (2) 中期目標の精査等

本県の暫定的な中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減）を精査するとともに、産業、家庭など部門別の削減目標の設定を検討する。

#### (3) 施策の見直し

脱炭素化に向けた総合的な対策の検討を踏まえ、施策等について必要な見直しを行う。

#### (4) かながわスマートエネルギー計画との一本化

脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、県民目線で分かりやすく示すため、県のエネルギー施策に関する総合的な計画である「かながわスマートエネルギー計画」と一本化する。

#### (5) 温対法の改正に伴う施策に関する目標の見直し

2022（令和4）年4月に施行された改正温対法により、新たに計画に記載することが義務付けられた、再生可能エネルギーの利用等の施策に関する目標を設定する。

#### (6) 地域気候変動適応計画の見直し

本県における気候変動影響への適応に向けた施策等について、必要な見直しを行う。

## 4 手続

### (1) 県民意見募集

県民意見募集の実施に当たっては、県のホームページに掲載するほか、団体等の会議や行事等の機会を捉えて、広く参加を求める。

### (2) 市町村調整

市町村との意見交換を適宜実施するほか、文書による意見照会を行い、市町村の地方公共団体実行計画等との調整を図る。

### (3) 県議会への報告

骨子案、素案及び案について、県議会に報告する。

## 5 検討体制

### (1) 神奈川県環境審議会等での審議

知事が神奈川県環境審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、審議会及び神奈川県環境審議会環境基本計画部会（以下「計画部会」という。）で審議等を行った上で、審議会会長が知事に答申する。

### (2) かながわスマートエネルギー計画検討会への意見照会

かながわスマートエネルギー計画検討会（以下「スマエネ検討会」という。）への意見照会を行う。

### (3) 庁内における検討

改定に当たっての庁内調整は、副知事及び各局長等で構成する「環境基本計画推進会議」及び各局企画調整担当課長等で構成する「環境基本計画推進会議幹事会」等において行う。

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月	審議会に計画改定を報告
令和5年2月	県議会へ計画改定を報告
3～4月	計画部会及びスマエネ検討会へ意見照会（骨子案に反映）
5月	審議会に諮問し、骨子案を審議
6月	県議会骨子案を報告
7月	計画部会で素案を審議
8月	審議会です案を審議
9月	県議会へ素案を報告
10月	県民意見募集、市町村意見照会
12月	審議会です案を審議、審議会会長から知事に答申
令和6年2月	県議会へ改定案を報告
3月	計画改定